## 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針(案)に係るパブリックコメント

◆事案名 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針(案)

【公表日】2月15日予定【募集期間】12月3日~1月6日【意見件数】2件(1人)

## お寄せいただいた意見

保全活用方針(案)及び(素案)拝読しました。

○この地区の位置づけが、地域に限られ、少し限定的な感じがします。

(案)1Pで指定の経緯で、この地区が「みどりに包まれた西東京市の実現を目指す 重要な位置づけとなる重要な場所」

緑地の概要で、「市民に憩いを与える貴重な屋敷林」と全市的観点で述べられていますので、従って、2p活用の基本方針(3)、(4)、3Pの地域住民を地域住民等と範囲を広げる。

以上、ご検討ください。よろしくお願いします。

## 市としての公表する回答(案)

回答(案)は「ご意見を踏まえ、今後最終案を検討してまいります。」

## 具体的な修正(案)

- ①修正案(4 保全活用の基本方針(3))
- (3)地域に点在する地域資源を結びながら「面」・・・・・・

ここで書かれている地域は、特別緑地保全地区のある地域を指しているので、修正はしない。

- ②修正案(4 保全活用の基本方針(4))
- (4)地域住民との連携を通じて保全活用の・・・・・
- (4)地域住民等との連携を通じて保全活用の・・・・・・
- ③修正案(5 実現のためのプロセス)
  - ・・・適宜、市民ボランティアや地域住民・・・
  - ・・・適宜、市民ボランティアや地域住民等・・・
- ②、③について、地域住民の後ろに「等」と追記する。